

新旧対照表

新旧対照表

令和5年5月22日

auカブコム証券

変更箇所は下線部

・先物・オプション口座設定約諾書

新	旧	備考
<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものを除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴社に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利スワップ取引業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書</p>	<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものを除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴社に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第3項並びに第4項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利スワップ取引業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語</p>	<p>・項番号の繰り下げ</p>

<p>における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p> <p>(略)</p> <p>(最終清算指数等の変更等)</p> <p>第10条 <u>金利先物取引</u>における最終決済期日前に<u>最終清算数値</u>に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p><u>2</u> <u>指数先物取引における最終決済期日前に特別清算指数又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 私が、<u>金利先物取引</u>、<u>指数先物取引</u>又は<u>指数オプション取引</u>において、<u>TONA</u>又は<u>指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合</u>においても、貴社、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）、<u>日本銀行及び指数の算出者</u>（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しない</p>	<p>の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p> <p>(略)</p> <p>(最終清算指数等の変更等)</p> <p>第10条 <u>指数先物取引</u>における最終決済期日前に<u>特別清算指数又は特別清算数値</u>に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 私が、<u>指数先物取引</u>又は<u>指数オプション取引</u>において、<u>指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合</u>においても、貴社、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）及び<u>指数の算出者</u>（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴社又は金融商品取引所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利先物取引、最終清算数値に置き換え ・指数先物取引の新設 ・項番号の繰り下げ ・項番号の繰り下げ、金利先物取引等の追加
---	--	--

<p>こと。ただし、貴社又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>(令和 <u>5</u>年 <u>5</u>月 <u>29</u>日)</p>	<p>に故意又は重過失が認められる場合にあつては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>(令和 <u>2</u>年 <u>7</u>月 <u>27</u>日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番号の繰り下げ ・ 改定日の変更。
---	---	---